

会 議 録

会 議 の 名 称	第1回枚方市自転車駐車場指定管理者評価委員会
開 催 日 時	令和8年1月20日(火) 9時30分から 10時50分まで
開 催 場 所	WEB会議(特別会議室)
出 席 者	会 長：本多 重夫委員 副会長：大森 布実子委員 委 員：川上 比奈子委員、北村 幸定委員、西田 一芳委員
欠 席 者	なし
案 件 名	(1) 会長、副会長の選任について (2) 委員会の運営について (3) 外部評価の評価手順等について (4) 定期モニタリングの結果について (5) 所管部署へのヒアリング (6) 評価・答申について (7) その他
提出された資料等の 名 称	資料1 諮問書(写し) 資料2 委員名簿 資料3 枚方市自転車駐車場指定管理者評価委員会 評価手順 資料4-1 定期モニタリング評価表(令和6年度・年間) 資料4-2 定期モニタリング評価表(令和7年度・中間) 資料5 枚方市自転車駐車場 施設の管理運営状況について 資料6 評価メモ 資料7 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程(抜粋)/枚方市情報公開条例(抜粋) 資料8 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例 資料9 枚方市指定管理者制度に関する基本指針
決 定 事 項	・枚方市自転車駐車場指定管理者評価委員会の会長に本多委員を、副会長に大森委員を選任することを決定 ・会議は非公開、会議録は非公開部分を除き公表することを決定 ・委員会へ提出された資料は、会議録と併せて公表することを決定 ・ヒアリングを実施し、評価結果、答申書について決定
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	非公開 ・枚方市情報公開条例第5条第(3)号の規定による非公開情報が含まれる事項について審議・調査等を行うため。
会議録の公表、非公表の 別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	0人
所 管 部 署 ( 事 務 局 )	総合政策部 行革推進課 土木部 交通対策課

## 審 議 内 容

事務局： それでは、ただいまから第1回枚方市自転車駐車場指定管理者評価委員会を開会いたします。  
なお、本日の出席委員は5名で、委員全員にご出席いただいております。本日の会議が成立している旨、ご報告させていただきます。本委員会の会長が選任されるまでの間、私が委員会の進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず本日、本委員会に対し、枚方市長から諮問書が提出されております。皆様にも資料1として、その写しをお配りしており、画面でも共有させていただいておりますが、ご確認いただけますでしょうか。

本委員会は、この諮問に応じ、指定管理者のモニタリングに係る外部評価に関しまして、調査、審議し、答申を行っていただくために設置した委員会でございます。

委員の皆様におかれましては、枚方市長の諮問に応じ、自転車駐車場の指定管理者と所管部署で行われた定期モニタリングの結果をご確認いただいたうえで、モニタリングが適正に行われているか否かについてご答申いただくものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず、委員の皆様方を、資料2委員名簿の順に、私からご紹介させていただきたいと思っております。

### (委員紹介)

次に、事務局の職員をご紹介させていただきます。

### (職員紹介)

それでは次第に沿いまして、本日の委員会の流れを簡単にご説明させていただきます。

まず、「案件（1）会長、副会長の選任について」で会長、副会長のご選任をいただいた後、「案件（2）委員会の運営について」において会議の公開・非公開、会議録・会議資料の取り扱いについてご決定いただきます。その後、「案件（3）外部評価の評価手順等について」では資料3の外部評価の評価手順等について、事務局から説明させていただきます。「案件（4）定期モニタリングの結果について」では、今回の対象施設である自転車駐車場につきまして、資料4-1及び資料4-2の定期モニタリングの結果についてご説明させていただきます。

次に、「案件（5）所管部署に対するヒアリング」を行います。事前にいただいた「ヒアリング予定事項」に記載された内容を中心に、定期モニタリングの内容等について委員の皆様からご質問をいただき、所管部署が回答させていただきます。その後、「案件（6）評価・答申について」に進みます。事務局から評価方法等についてご説明させていただいた後、評価について、委員の皆様の間での意見交換・合議を経て、答申の内容をご決定いただきます。最後に、「案件（7）その他」といたしまして、事務局からその他連絡事項について説明の後、閉会となります。

資料につきましては、本日の資料は、資料1から資料9、それから、事前説明の際にお送りさせていただいた「参考資料集」として、参考資料1から9までをまとめたものに加えて、新たに参考資料10（ヒアリング予定事項一覧）をお送りしております。参考資料10につきましても、後ほど案件（5）で所管部署へのヒアリングを行う際にご参照いただくことがありますので、ご準備いただければと思います。

ご準備はよろしいでしょうか。それでは、案件をご審議いただきたいと思います。

まず、「案件（1）会長、副会長の選任について」でございます。

本委員会には、条例の規定により、委員の皆様方の互選により、会長、副会長を各1名おくこととなっております。

事務局といたしましては、法的、また、財務的な事項にご留意いただきながら、各委員の豊富な知識、ご経験によりまして、活発なご議論をお願いしたいと考えておりまして、そうした観点から、

会長を弁護士の本多重夫委員に、副会長を税理士の大森布実子委員にお願いしてはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、会長に本多重夫委員、副会長に大森布実子委員を選任いただくことをご承認いただきました。

まずは本多会長、一言ご挨拶をよろしく申し上げます。

本多会長： 僭越ではございますが、本委員会の会長に選任いただきました本多でございます。本委員会は、指定管理者のモニタリングが適正に行われているかを評価するため、必要な調査審議及び答申をするために構成されたものでございます。会議進行に当たりましては、委員の皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます

事務局： ありがとうございます。では大森副会長、よろしく申し上げます。

大森副会長： 副会長にご選任いただきました大森でございます。

本多会長を補佐し、会議の円滑な進行に努めたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

事務局： ありがとうございます。それでは、以降は本多会長に委員会の進行をお願いしたいと思います。会長、よろしくをお願いいたします。

本多会長： それでは、委員会を進めてまいります。「案件（２）委員会の運営について」を議題とします。本件について、事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、ご説明いたします。

今後、本委員会を進めるに当たり、まず、会議の公開・非公開、次に会議録の作成方法と公表・非公表、次に会議資料の公表・非公表の３点について、ご決定いただきたいと思いますと考えております。

**資料 7**「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程（抜粋）等」でございますけれども、この規程は、本市における審議会の会議の公開等に関するルールについて定めたものでございます。第 3 条の網掛け部分ですが、本市では、審議会の会議は公開するものとしております。ただし、その下に記載をしております（１）から（３）のいずれかに該当する場合は、非公開とすることができる旨を規定しております。

また、その下の第 2 項におきまして、会議を非公開とするときは、この会議においてご決定いただく旨を規定しております。

事務局としましては、これ以降、本委員会でご議論いただく内容については、この第 3 条の（２）、枚方市情報公開条例第 5 条に規定する非公開情報が含まれるものと考えております。

具体的には、次のページをご覧ください。本市情報公開条例の抜粋を記載しておりますが、本委員会では、市によるモニタリングが適正に行われているかどうかについてご審議いただくにあたり、指定管理者による管理運営に関する議論が含まれるため、この第 5 条第 3 号に該当する情報を含むものと考えており、会議を「非公開とすることができる」ものと考えております。

恐れ入りますが、1 ページ目にお戻りください。

次に、会議録の作成についてでございますが、規程の第 6 条第 4 項にありますように、審議の経過が分かるように、発言者及び発言内容を明確にして記録するものとされております。これは、委員名を原則会議録上に記載するとともに、その発言内容について、全文筆記または全文筆記に近い要約筆記とすることが求められているものでございます。

なお、事務局としましては、会議録については事務局で作成し、全委員にご確認いただいた上で、確定次第、公表する取り扱いとしてはどうかと考えております。ただし、会議録の中で指定管理者のノウハウに関するご発言など、非公開事由に該当するものがありましたら、その部分を除いた「部

分公開」という取り扱いを考えております。

最後に、委員会の提出資料についてでございますが、こちらにつきましても市としては原則公表の取り扱いとしており、会議録と併せて公表する取り扱いとしてはどうかと考えております。

また、資料のうち、委員名簿につきましては、本市では原則、公表する取り扱いとしていることから、**資料2**に記載されている程度で、委員名とご職業を公表させていただいております。

以上でございます。

本多会長： ただいま、事務局から委員会の公開等に関する説明がありましたが、委員の皆様からご質問、ご意見等がありましたらお伺いします。いかがでしょうか。

(意見等なし)

特におありにならないようでございますので、お諮りします。

本件について、まず、委員会の会議は非公開とし、次に、会議録は確定次第、非公開事由に該当する部分を除いて公表することとし、提出資料は参考資料を除き、会議録と併せて公表とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件については、ただいま申し上げたとおりに決定します。それでは、次の案件に移ります。

「案件(3)外部評価の評価手順等」について、事務局の説明を求めます。

事務局： 説明いたします。

まず、枚方市におけるモニタリングの考え方についてご説明いたします。

事前説明の内容と重複するところもありますが、ご容赦くださいますようお願いいたします。

**資料9**「枚方市指定管理者制度に関する基本指針」をご覧ください。

この基本指針は、指定管理者制度の運用に関して、基本的な事項を示すために定めているものでございます。

7ページをご覧ください。「(6)指定管理者の管理運営に対する評価」としまして、枚方市におけるモニタリングの考え方について定めております。

9ページでは、外部評価について定めております。

外部評価は、原則として指定管理期間の中間年度に1回実施するものとしております。

実施手順としましては、市長または教育委員会の附属機関として、指定管理者評価委員会を設置して行うとしており、これが本委員会のことを指しております。役割としまして、市長または教育委員会からの諮問を受け、モニタリングの内容が適正かどうかについて定期モニタリング評価表等の内容を検証・評価し、合議のうえ、答申していただくものです。

続いて、外部評価の評価手順についてご説明いたしますので、**資料3**「評価手順」をご覧ください。

枚方市指定管理者評価委員会は、施設所管部署によるモニタリングが適正に行われているかについて、**資料4-1**、**資料4-2**「定期モニタリング評価表」の所管部署による評価理由、評価の根拠等のご確認や、所管部署へのヒアリング等を踏まえてご審議いただくものとしております。評価表の見方については、後ほど説明させていただきます。

「2. 評価の目安」としまして、評価委員会での評価をいただくにあたっては、資料に記載の例を参考にご意見をいただければと考えております。

例示しているような内容以外にも、施設の管理運営状況やモニタリング等についてご意見があればご自由にご発言いただいて結構でございますが、1点ご注意いただきたいこととしましては、この外部評価は指定管理者による管理運営そのものの評価ではなく、あくまでも市によるモニタリングが適正に行われているかを評価いただくものとなっておりますので、その点、誤解のないようご留意いただければと思います。よろしくお願いたします。

なお、評価委員会で評価いただく際にご活用いただけるよう、**資料6**「評価メモ」をご用意しております。定期モニタリングの評価結果を抜粋して、右端にメモ欄を設けたものです。委員がそれぞれご自身の意見や疑問点等を記入するメモとして、この「評価メモ」をご活用の上、意見交換等をしていただきながら、答申をいただければと考えております。

**資料3**評価手順の説明に戻ります。「3. 評価に係る合議・答申」についてでございますが、この評価委員会の答申としまして、最終的には、「適正（適切）に実施されている」・「概ね適正（適切）に実施されているが、一部改善を図る必要がある」・「適正（適切）に実施されていない」の3段階のいずれかを委員会で合議によりご決定いただき、答申をお願いしたいと考えております。

次に、「4 評価コメント」についてでございますが、委員会終了後、委員会でいただいた今後の課題や改善すべき事項等の意見を集約し、「評価コメント」としてまとめさせていただく予定としています。評価コメントは事務局にて案を作成し、会長・副会長・各委員の確認を経て決定します。ただし、評価結果が「適正（適切）に実施されている」となった場合、評価コメントは必須ではありません。「5. 評価結果の通知・公表」についてですが、評価結果及び評価コメントは、施設所管部署・指定管理者に通知します。施設所管部署は、評価委員会で改善を図る必要があるとされた項目等について改善策を講じます。評価委員会による評価結果、評価コメント及び施設所管部署が講じる改善策については、併せて市ホームページで公表することとしています。

次のページには、委員会からいただく答申書及び市が公表する評価結果のイメージを記載しておりますので、参考としていただければと思います。なお、答申書のイメージにつきまちはあくまで案でございますが、評価をご決定いただいた後に、事務局から改めて案を提示いたしますので、その際にご決定いただければと思います。

説明は以上です。

本多会長： ただいまの事務局からの説明に対しまして、委員の皆さんからご質問、ご意見等はございますか。  
(意見等なし)

特におありにならないようでございますので、次に移ります。

「案件（4） 定期モニタリングの結果について」を議題とします。

本件について、まず、事務局から説明していただけますか。

事務局： それでは、モニタリング結果についてご説明いたします。事前説明会の内容と重複するところもありますが、ご容赦ください。

まず、**資料4-1**、令和6年度定期モニタリング評価表（年間）から説明させていただきます。こちらにつきましては、令和6年度終了後、昨年6月に実施したものです。

昨年度の自動車駐車場の指定管理者評価委員会で確認いただいたものと同じ様式になりますが、まずは評価表の見方について、簡単に説明させていただきます。

1 ページ目は、施設名、所管部署の連絡先やモニタリングの実施日の他、モニタリングにおける評価方法及び視点、施設の概要や指定管理者の名称など、基本的な情報を記載しています。

評価項目と評価の視点について、「1 業務の履行状況」につきましては、事業や業務等が適正に実施されているかについての確認となっております。

(1) 選定時の基準（確認事項）、事業計画の内容（目標）に関する事項、(2) 施設の管理運営に関する経費の収支状況、(3) 募集要項、仕様書記載事項等に関する事項の3つの項目で評価を行っています。

「2 業務の継続性、安定性」につきましては、指定管理者の法人としての財務状況が継続的、安定的にサービスを提供できる状態にあるかという視点で評価を行っています。

施設の概要等については先ほどご説明させていただいたとおりになります。

現在の指定管理者は、サイカパーキング㈱でございます。

2 ページ目以降は、評価項目ごとの評価になります。「1 業務の履行状況」の「(1) 選定時の基

準（確認事項）、事業計画の内容（目標）に関する事項」が1つ目の評価項目となります。

そのすぐ下の表、「評価ポイントごとの評価基準」をご覧ください。

モニタリングを行うにあたっては、評価項目よりもさらに細かい評価ポイントを設定し、この評価ポイントごとに「評価ポイントごとの評価基準」に基づき評価を行います。

評価基準については、評価項目ごとに異なります。

「1 業務の履行状況」の「(1) 選定時の基準、事業計画の内容に関する事項」は、指定管理者選定時に、団体から提出された事業計画書に記載されている事項が履行されているかを確認する項目であり、「評価ポイントごとの評価基準」は1から5の5段階としております。事業計画通りにできている場合が、真ん中の「3」の評価となり、それより良好な管理運営ができている場合は「4」、さらに独自の新たなサービスを提供する、特に良好な管理運営ができている場合は「5」の評価となります。一方で、一部計画通りにできていない、または改善が必要であるが、概ね適切な管理運営を行っている場合は「2」、全く計画通りにできていない、または一部不適切な管理運営が行われている場合は、「1」の評価となります。

ページ中ほど以降の表の見方をご説明します。

まず、一番左の「評価ポイント」については、指定管理者選定時に市が設定した「確認事項」ごとに設定しています。確認事項とは、指定管理者選定時に、市が設定した指定管理者に求める必要事項のこととなります。ただいまご覧いただいている資料、2ページを例にしますと、「施設の設置目的等を踏まえた現状認識及び今後の方向性が明確に提案されている。（確認事項10）」とあるところが確認事項です。この確認事項ごとに、指定管理者選定時に指定管理者から提出された事業計画書の内容を抜粋し、評価ポイントとして設定しています。

「施設の設置目的を念頭に置き、利用者の利便性向上・施設の利用効率向上を目指します。」とあるところが、事業計画書に記載している内容であり、1つ目の評価ポイントとなります。指定管理者の事業計画書そのものについては、参考資料としてお渡ししていますので、また、よろしければ参考にいただければと思います。

表の1つ右の欄は、「指定管理者による一次評価」です。設定されている評価ポイントに対して、指定管理者が自己評価を行い、5段階評価とその評価理由をそれぞれ記載する欄となっています。その右側、「所管部署による二次評価」についても同じように5段階評価の欄とその評価理由欄があり、一番右の「評価の根拠（資料名称等）」の欄は、所管部署の私たちが、二次評価を行うにあたって、何をもちて評価を行ったのか、その根拠となるものを記録するため、資料名等を記載するようになっています。

このように、あらかじめ設定した評価ポイントについて、指定管理者が一次評価を行い、所管部署の交通対策課が、一次評価の内容や関係資料の確認の他、必要に応じて現地確認等を行い、二次評価を行うというのが、定期モニタリングの流れとなります。

次に、具体的な評価の内容について説明させていただきますが、時間の都合上、特にご覧いただきたい評価ポイントを抜粋して、ご説明させていただきます。

令和6年度の年間評価については、5段階の評価ポイントについては、概ね「3」、○×△の3段階評価ポイントについては、概ね「○」として、適正な運営ができていると判断しておりますが、内部監査等で指摘を受けた項目があります。

6ページの評価ポイント「緊急時における対策に関する事項」、「緊急時・防犯・防災対策の危機管理マニュアル作成等が提案されているか（確認事項29）」、「緊急事態発生時又は発生が予測される場合における常時連絡可能な体制・方策が提案されているか（確認事項30）」において、防災マニュアルが設置されていなかったこと、「施設の利用促進に繋がる広報活動等について具体的な実施計画が提案されているか（確認事項32）」において、場内看板に市、指定管理者の連絡先が表示されていなかったため、この3項目については、評価を5段階評価の「2」としております。

このため、指定管理者による一次評価、所管部署による二次評価の平均点が「2.9」となり、評価項目1 業務の履行状況 (1) 選定時の基準(確認事項)・事業計画の内容(目標)に関する事項の評価(所管部署)をS、A、B、Cの「B」としております。

次に8ページ、(2)施設の管理運営に関する経費の収支状況につきましても、

評価ポイント「口座管理、つり銭等の現金管理は適正に行われているか。」において、「一部不適切な処理」があったため、評価を「△」にしており、結果、評価項目1 業務の履行状況 (2) 施設の管理運営に関する経費の収支状況の評価を「B」としております。

9ページ、(3)募集要項・仕様書記載事項に関する事項におきまして、評価ポイント「募集要項に記載している再委託禁止に関する事項を順守し、市の承認手続きが適切に行われているか。」において、再委託禁止に関する事項において、届出の遅延があったため、評価を「△」としております。

また、評価ポイント「指定管理業務に伴い発生する経費及び収入を、指定管理者が他の事業等で利用する口座とは別の口座で管理しているか。」においては、昨年度、岡東自動車駐車場における外部評価委員の監査において、指摘をいただいたこともあり、令和6年度の年間の評価では、「別の口座で管理はしていないものの、区分経理できており、他事業に流用していないことを確認できるようにされており、概ね適正ととらえる。」としましたが、評価は「△」としております。

10ページの評価ポイント「指定管理者名と設置者としての市の連絡先を施設内に表示するとともに、利用料金表等を明記しているか。」については、先程の「施設の利用促進に繋がる広報活動等について具体的な実施計画が提案されているか(確認事項32)」と同様に、場内看板に市、指定管理者の連絡先が表示されていなかったため、評価を「△」としております。

次に評価ポイント「事業報告書、日報・月報等を遅滞なく市に提出するとともに、業務の実施状況が適切に報告されているか。」において、一部遅延が認められたため、評価を「△」としました。

これらの評価から、評価項目1 業務の履行状況(3)募集要項・仕様書記載事項等に関する事項の評価を「B」としております。

以上の結果から、令和6年度定期モニタリング評価の年間結果についての総合評価を「B」としました。

令和7年度の間モニタリング評価については、11月に実施しており、令和6年度に指摘を受けた、評価ポイント「指定管理業務に伴い発生する経費及び収入を、指定管理者が他の事業等で利用する口座とは別の口座で管理しているか。」においては、評価を「別の口座で管理はしていないものの、区分経理できており、他事業に流用していないことを確認できるようにされており、概ね適正ととらえる。」としておりますが、改善はされていないことから、評価は「△」としました。

その他の項目について、改善指示をし、改善されていることが確認でき、5段階評価における項目については、「3」、○△×における3段階評価の評価項目については、「○」となりましたので、**資料4-2** 定期モニタリング評価表【R7・中間】の総合評価を「A」としました。

令和6年度の年間、令和7年度の間の評価表の最後のページには、指定管理者による一次評価の総括コメントと、所管部署である交通対策課による二次評価の総括として、評価項目ごとの評価の結果を再掲していますのと、その結果に応じた総合評価、コメントを記載しています。この総括の部分については皆様にご評価いただく必要はありませんので、参考程度としていただければと思います。

続きまして、**資料5**施設の概要及び運営状況について説明させていただきます。

枚方市自転車駐車場は、機械式自転車駐車場を含め、市内に22カ所存在します。そのうち、枚方市駅北口の機械式自転車駐車場を除く、21カ所を指定管理者制度に基づき、サイカパーキング㈱に管理をさせております。

施設ごとに駐車できる種類が異なりますが、自転車、原動機付自転車、バイクが駐車できます。

所在地、建物構造、開設年月日、主な施設内容については、資料に記載のとおりです。基本的には、24時間開場しておりますが、建屋型の枚方市駅東、枚方市駅西、枚方公園、光善寺、香里園の5施設においては、開場時間を午前4時45分から午前1時までとしております。

施設の使用料につきましては、記載しておりませんが、自転車一時預かり：100円、原動機付自転車一時預かり：200円、バイク一時預かり：300円、自転車1ヶ月定期：(屋内)1,800円、(屋外)1,500円、学生は、(屋外)、(屋内)ともに1,000円、原動機付自転車1ヶ月定期：(屋内)3,000円、(屋外)2,500円、普通バイク1ヶ月定期：(屋内)4,000円、(屋外)3,500円、大型バイク1ヶ月定期：(屋内)5,000円、(屋外)4,500円となっております。管理運営状況、利用者数、収支状況については、資料のとおりです。

説明は以上となります。

本多会長： それでは、案件「(5) 所管部署に対するヒアリング」に移ります。

まずは事務局からヒアリングの実施方法について説明をお願いします。

事務局： ヒアリングにつきましては、事前にいただいたヒアリング予定事項の内容を中心にご質問をお願いしたいと考えておりますので、**参考資料10**ヒアリング予定事項一覧をお手元にご準備いただき、ご自身が提出されたヒアリング予定事項を今一度ご確認の上、ご質問をお願いします。また、追加の質問のほか、その場で新たに出た疑問点などについて、事前にヒアリング予定事項に書かれていなくても、ご自由にご質問いただいてもかまいません。

また、指定管理者への質問につきましても、事前にいただいた質問については指定管理者から回答を得ていますので、ご質問をいただければ所管部署から回答します。

なお、ヒアリング時に**資料6**「評価メモ」の右端の欄にメモを取っていただくなど、ご活用いただき、後の(6)評価・答申についての案件で評価について委員間で意見交換をしていただく際に、参考にさせていただければと思います。

説明は以上です。

本多会長： ただいま事務局から説明がありましたが、委員の皆さんから事務局へヒアリングの進め方についての質問、または、ヒアリングを実施する前に委員の間で共有しておきたいこと、意見交換しておきたいことなどはありますか。

(意見等なし)

本多会長： それでは、ヒアリングを実施したいと思います。

指定管理者への質問も含め、事前に「ヒアリング予定事項」にご自身が書かれた内容を中心に、まとめてではなく1つずつご質問をいただければと思います。それでは順不同ですけれども、最初に川上先生からお願いできますでしょうか。

川上委員： はい。よろしくお願いします。「施設の現状に対する考え方及び将来展望」のところで、「老朽化した設備の管理強化、場内の防犯性の強化、LED化による省エネの推進などの実行による場内環境の改善」との二次コメントについて、強化・改善のために想定外になったことや費用はあるでしょうか。よろしくお願いします。

本多会長： それでは、所管部署、お答えいただけますか。

事務局： それでは所管部署の交通対策課から回答させていただきます。指定管理者による施設の日常点検や巡回監視の実施により、老朽化した設備の発見や、場内の防犯性の維持を行っております。

また、LED化による省エネの推進につきましては、計画的に設備交換を行っており、施設の改善強化を進めております。

なお、改善対応による、想定外の費用支出は大きくはありませんでした。以上です。

川上委員： 費用以外で想定外に起こったことがあれば、教えていただけますか。

事務局： 市内に、有人式19箇所、機械式2箇所の自転車駐車場がありますので、年間で部分的に修繕等については確かに想定外のことが発生しているところではありますが、基本的には年間の修繕費用

の中で対応できていると確認が取れていますので、想定内の対応ができているという判断をさせていただきます。

川上委員： ありがとうございます。

本多会長： 今の質問に関連してご質問のある方は、挙手の上ご質問していただけますか。

〈質問等なし〉

ないようですので、西田先生お願いします。

西田委員： はい。まず確認事項 16「ルールブックの配布など啓発活動を通じた事故防止に貢献」について、ハンドブックは作成されたのか。また、社会貢献活動はどのような啓発活動をされているか、お聞きしたいと思います。

事務局： ハンドブックについては作成されていないことを確認しています。社会貢献活動については、自転車駐車場内に交通安全啓発に関するポスターの掲示や、利用者に従事者が交通安全に関する周知を行う声掛けなどを実施しており、自転車事故防止に向けた取組を行っていることの確認をしております。以上です。

西田委員： ありがとうございます。

本多会長： ルールブックとハンドブックという言葉が出てくるんですけども、同じ趣旨のものという理解でよいでしょうか。

事務局： はい。評価ポイントにはルールブックと記載があります。指定管理者の一次評価のコメントにはハンドブックと記載されておりまして、誤解を招くかとは思いますが、同じものと認識していただいて結構でございます。

本多会長： そうすると、ルールブックの配布は行ってないということですね。

事務局： その通りです。現在、まだ指定管理者で取りまとめされてるということで進めてはいただいております。

本多会長： 今の西田先生からのご質問に関連して、ご質問されたい先生がございましたら、挙手の上、ご質問をお願いします。

〈質問等なし〉

特にないようですので、西田先生、次の質問をお願いできますか。

西田委員： 続きまして、確認事項 33「自転車等の放置防止の啓発は、街頭啓発による直接的啓発を行います。放置自転車が多い地区などで独自のキャンペーンを検討します。」という評価ポイントに対し、「街頭での啓発キャンペーンを6月に実施しました」とのことですが、どのように実施されたかお聞きしたいと思います。

事務局： はい。それではキャンペーンの実施方法についてお答えします。

自転車駐車場におきまして従事者が利用者などに自転車等の放置防止に関する声かけ等をさせていただきます。周知活動を行ったという形でのキャンペーンをさせていただいていると報告を受けております。

西田委員： ありがとうございます。1点だけ要望事項があります。

大阪府では毎年11月が自転車マナーアップ強化月間となっています。指定管理者におかれましても事前に掌握されると思いますが、何らかの取り組みをしていただきたいと思います。

本多会長： ありがとうございます。

今のご意見について、所管部署、いかがですか。

事務局： 毎年11月が自転車マナーアップ強化月間となっているのは毎年通知等もありますので、市いたしましても指定管理者にその旨を通知し、何か対応できないかというところについて協議させてもらいたいと思います。

西田委員： ありがとうございます。また、自転車の法制度が大分変わっておりますので、それを含めてご対応をお願いします。

本多会長： 大森先生、いかがでしょうか。

大森副会長： 管理運営に関する経費の収支状況のことで質問させていただきます。

今年度の経費の内、人件費や委託費が大幅に減少しているんですが、その内容についてお尋ねしたいという点と、事前質問にはなかったのですが、あわせて一般管理費が令和5年度の実績と令和6年度の実績が4倍ほど違っているんですけれども、令和6年度に多く発生した内容につきまして、先ほど川上先生がご質問された中で特段、想定外のことはなかったと所管部署から回答があったと思うので、かなり一般管理費が大きくなった理由についてお尋ねしたいです。また、減価償却費を計上されているんですけれども、通常、市の施設で減価償却費は計上されないのではと思うのですが、指定管理者が設備投資を行ったその経費を減価償却費として計上されているのかどうかというところも併せてお願いいたします。

本多会長： 所管部署の方、いかがなものでしょうか。

事務局： 昨年度の経費の実績等における人件費や委託費及び減価償却費の件についてまずお答えさせていただきます。人件費の減少及び減価償却費の計上につきましては、一時利用の機械式の設備を導入したことに伴うものでありまして、それによって省人化を図っているものであります。

また、委託費の減少につきましては、一部の施設におきまして、24時間営業の導入が行われておりまして、それに伴って施設の門の開閉が減ったことにより削減されました。以前まで、午前1時から午前4時45分までは閉めていた部分を、24時間営業となったことにより開閉業務に従事した方の人件費、委託料が減ったことによる委託費用の削減がされたと確認しております。

一般管理費が4倍増加していることにつきましては、明確な確認が取れてない部分もあり、後日、事業者に確認をさせていただいた上で、ご回答させていただきます。

(後日確認したところ、人件費と減価償却費に計上すべき経費の一部を誤って一般管理費に含めて計上したことにより増加したものであり、この点については会長・副会長・委員に報告を行った。)

本多会長： もうひとつ聞かれていた減価償却費の部分についてもお願いします。

事務局： 減価償却費の部分について、人件費の説明と重なるところがあるのですが、機械設備を令和6年度途中から導入させていただいたため発生しています。

大森副会長： ありがとうございます。減価償却費は令和5年度から発生しているのですが、そうすると一時利用の機械設備は指定管理者の持ち出しによって導入されたということでしょうか。また、もし指定管理期間が終了した場合、その設備はどうなるのでしょうか。

事務局： 機械式の設備の導入につきましては、指定管理者の持ち出しにより設置していただいています。説明が不足していましたが、令和5年度から順次導入させていただいて、令和6年度に整備が完了したものです。指定管理者が変わった場合については、これがまた入れ替わるという形になると考えています。以上です。

本多会長： 大森先生、いかがですか。

大森副会長： ありがとうございます。

本多会長： 今の森先生先生の質問に関連して何か質問があれば承ります。

(質問等なし)

ないようですので、大森先生、次の質問をお願いできますでしょうか。

大森副会長： 再委託禁止等届出書の遅滞があったという点なんですけれども、これは市からの要請で提出があったのか、遅れたけれども自主的に提出があったのか。また、どの程度の遅延だったのか、お聞きしたいです。

事務局： 再委託禁止等届出書の遅延についてですが、市から指定管理者に年度当初、提出を求めていたのですが、提出が遅れ、その後再度市から指定管理者に指示を出ささせていただき提出があったもので、11月で提出がされまして、約8ヶ月の提出の遅れがありました。

大森副会長： ありがとうございます。他の設問もあるんですけれども、やらなければならないことを8ヶ月放

置されるというケースは、結構あるのでしょうか。

本多会長： 所管部署、大森先生のご質問に対してどうでしょうか。

事務局： そうですね、我々も監督・指導を行う立場として、完全にできていなかった部分もあったとは思いますが。ただ、指定管理者につきましても、一定こちらの再委託禁止等届出書の提出にあたり、かなりの数の委託業者の取りまとめが必要で時間を要したと聞いてはいます。遅れて提出されたことで、我々が収受した時期が遅かったことは、課題と感じており、令和7年度は改善してまいります。

本多会長： 確認の意味でお尋ねしますが、これは何を届け出る書類なのでしょうか。

事務局： 指定管理者が第三者へ再委託をするにあたって、募集要項に記載する再委託禁止に関する事項を遵守しているか確認するために、その業者と業務内容の一覧を市に報告するための書類です。

本多会長： わかりました。ありがとうございます。

今の大森先生のご質問に対して、関連したご質問があれば質問していただいても結構です。

〈質問等なし〉

特になければ大森先生、次のご質問をお願いします。

大森副会長： 今の件については令和7年度から改善を図っていただくということで、どうぞよろしくお願ひいたします。

次の質問なんですけれども、経理のところですが、別口座を設けておられないんですけれども、区分経理をしているので概ね適正という判断をされているようですが、どの程度データを確認されたのか、どの根拠をもって適正と判断されたのかご説明をいただきたいと思っております。

よろしくをお願いします。

本多会長： ありがとうございます。

別口座の問題については、令和6年度の自動車駐車場の評価委員会でも議論した点だと思います。

事務局： 別口座を設けていないという点については指定管理者からも報告は受けておましてそれに対しての内容の確認と、については、本社経理にて管理しておりますシステムを枚方市に特化して抽出していただいた分を提出していただき、本市のデータの内容を一覧にしたものをご確認させていただいて概ね適正という判断をさせてもらったというところです。

本多会長： 大森先生、どうでしょう。

大森副会長： ありがとうございます。

システムの中の枚方市に関係する部分については提示があったということで、それをご確認いただいたということなんですけれども、あわせて資料4-1の中の、現金管理について記載があった部分なんですけれども。

本多会長： 「△」の評価をしているところですね。

大森副会長： はい。現金管理が適正にされていないということで「△」の評価があったんですけれども、どのような現金管理が行われていてこの評価をされたのか、お聞きできればと思います。よろしくお願ひいたします。

事務局： つり銭の部分について、指定管理者において支払監査をされた際に、市への入金ミスと不手際があったという報告が指定管理者からありましたので、市としてはその部分で不十分な管理が見受けられたという判断をいたしました。指定管理者は適正化を行ったことで一次評価を○とされていましたが、市としては一部不適正な部分があったんじゃないですかということで、今回こういう形で評価をさせてもらったところです。

以上になります。

大森副会長： では、今現在としては、そこは注意されており、現金管理されているという状態ということでよろしいでしょうか。

事務局： 補足になりますが、この時期に一部の機械式の機器の入れ替えを行っておりまして、その際に以前まで機械で算出されていたつり銭を、入れ替えの間、それを人的に算出する際に人的なミスが発生したという報告を受けております。その辺りの改善等につきましても、指定管理者から受けておりますので、令和7年度以降に対応されると考えています。

本多会長： 大森先生、いかがでしょう。

大森副会長： ありがとうございます。

機械式を導入されているので人的に行うことはあまりないのかなと思いますが、引き続き管理の方、よろしく願います。

本多会長： 次の質問をお願いいたします。

大森副会長 最後の質問になりますけれども、こちらも募集要項に関する事項でありまして、指定管理者名と市の連絡先の記載がなかったとありましたが、他の指定管理施設でもこういったケースが多いのか、お聞きしたいと思います。

事務局： 過去には都市公園施設で指定管理者名が掲示されていない例がありましたが、その後速やかに改善がおこなわれました。

大森副会長 今後も注意して管理していただければと思います。ありがとうございます。

本多会長： **資料4-2**におきまして、川上先生からご質問いただいておりますのでお願いいたします。

川上委員： 「自転車駐車場の職員に対し、市民からの苦情が寄せられ、改善の指示をした」とのことですが、どのような苦情があり、どのような指示をされたのか、お尋ねしたいと思います。

事務局： 苦情の内容につきましては、従事者が利用者に対して大声で怒鳴ったとか、あと従事者が勤務中にスマホをさわっていた、といった報告を受けております。

その連絡があった直後に指定管理者の事務所に確認を取り、それが事実として実際あったかを確認した上で指定管理者に改善を行うよう指示しているところではあります。

あと具体的な対応策といたしましては、指定管理者からの報告にはなりますけれども、口頭注意もしくは、研修を実施した上で経過措置を見ていただいて、改善が見られない場合につきましては、当社の判断となるところでありますけれども、年間契約の従事者の方が多いので、契約を継続するかどうかを検討されるということです。

川上委員： ありがとうございます。利用者が怒鳴られたということですか。

事務局： そうです。そこに停めたらあかんでというような話で、指定管理者は停める場所を変えて欲しいということを伝えたかったのですが、言われた方がびっくりされたり、あとは言い方が、高齢の従事者が多いので、言葉足らずのところがあったりする部分があって、もう少し丁寧に言えばよかったのですが、利用者が「なんて言い方だ」と感じられて、市に苦情を寄せられたということが多かったです。

川上委員 ありがとうございます。

本多会長： それでは、今の質問に関連して何かご質問のある方はいらっしゃいますか。

北村委員： ちょっと漠然とした話になってしまうんですけど、前回と同様に指定管理料制で運営されているという前提があるので、非常に難しい部分があるのかなというのを感じておりまして、大森先生がご指摘された点は非常に重要なところで、透明性を高くしなければならないというのは同じ意見なんですけど、ある意味、特別会計で、これらの施設で適正な利益を上げることが確認できていれば、一定問題ないところかなという思いもしております。

また、高齢者雇用の部分に関しましても、市として全体の問題もあるでしょうし、丁寧に指導していかれるしかないのかなと思います。どこの市でもそういうことは聞いておりますので、なかなか難しいところかなという感じはしております。意見で申し訳ございませんが、以上です。

本多会長： 今の北村先生からのご意見につきまして、所管部署或いは事務局でお答えいただけますか。

事務局： 高齢者雇用については、基本的には高齢者の方に働ける場を提供できる部分の1つですし、その

改善がなかなかできない部分についてのところでは、やはり高齢者だけに限らず、今後指定管理者といろいろ協議とかを重ねながら、また、管理運営や利便性の向上に向けた対応をしていきたいと考えてるところであります。よろしくをお願いします。

北村委員： ありがとうございます。

本多会長： 一通り質問を出していただいたんですけども、他に何でも結構でございますので、所管部署等にお尋ねいただけますが、いかがでしょうか。

〈質問等なし〉

特におありにならないようですので、それでは、ヒアリングは以上とさせていただきます。

次の案件に移ります。

案件（6）評価・答申について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 再度、資料3評価手順を画面に表示しておりますので、ご覧ください。

指定管理者評価委員会は、施設所管部署によるモニタリングが適正に行われているかについて、「定期モニタリング評価表」の確認や、先程のヒアリング等を踏まえてご審議いただくものとしております。繰返しになりますが、指定管理者による管理運営そのものの評価ではなく、あくまでも市によるモニタリングが適正に行われているかを評価いただくものとなっておりますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

「3. 評価に係る合議・答申」に記載のとおり、この評価委員会の答申としまして、最終的には、「適正（適切）に実施されている」「概ね適正（適切）に実施されているが、一部改善を図る必要がある」「適正（適切）に実施されていない」の3段階のいずれかを委員会で合議によりご決定いただき、答申いただきたいと考えております。

モニタリングが適正に実施されているか否かを3段階で評価いただくにあたって、明確な基準があるわけではありませんが、事務局としましては目安として8割程度できていたら「概ね適正（適切）」、それ以下なら「適正（適切）に実施されていない」と考えております。ただし、8割以上できている場合でも、著しく不適切な箇所があれば「適正（適切）に実施されていない」の評価になるといったことも考えられます。

「適正（適切）に実施されている」と判断できるのはほぼ100%できている場合や、改善を図るほどではないご意見しか出なかった場合などであり、1つでも改善が必要と判断されるものがあれば「おおむね適正（適切）に実施されているが、一部改善を図る必要がある」の評価になると考えられます。よろしくお願いたします。

ただいまから、委員の皆様がそれぞれご自身のお考えを整理していただく時間を兼ねて、10分から15分程度の休憩時間を設けていただき、その後、評価について、委員間での意見交換・合議を経て、答申の内容をご決定いただければと思います。

全体を通して「二次評価が適正である」場合は、そのようにご意見をいただき、「二次評価が適正に実施されていない」であったり、「一部改善が必要である」と思われた場合は、定期モニタリング評価表のどの項目のことかをおっしゃっていただいた上で、例えば、「【施設の経営方針に関する事項】の①施設の現状に対する考え方及び将来展望」について、どの部分に一部改善が必要だと感じた。」というように、ご意見があればおっしゃっていただくという流れにしてはどうかと考えております。

説明は以上です。

本多会長： ただいまの事務局からの説明について、委員の皆さんから何かご質問、ご意見等はありませんか。

（意見等なし）

それでは、委員の皆さんにそれぞれお考えを整理していただく時間も兼ねて、委員会を一旦休憩にしたいと思います。

（休憩）

本多会長： それでは再開させていただきます。  
皆さんからご意見を伺った上で、合議させていただきたいと思います。それでは、北村委員からお願いいたします。

北村委員： 何度かご説明があったように、市のモニタリングに対する評価を行うということでいきますと、人的な部分だとか、管理されている施設だとかを見ると、私は妥当にされているのかなという感じでおります。  
ただ、やはり大森委員がご指摘されているようなお金に関するところ、当然税金で運営している施設でありますので、そのあたりに関してはちょっと私は専門外になって悩むところではありますが、モニタリングが適正かという意味に関しては、現体制できちんとされていると感じております。

本多会長： ありがとうございます。続きまして、大森先生お願いします。

大森副会長： 所管部署のモニタリングは概ね適正に行われていると思っております。  
ただ、指定管理者が要項に定められているものを履行しなかったり、催促しても長期間提出しなかったりと、ちょっと問題がある指定管理者だと思われるので、注意しながらモニタリングを行っていただければと思っています。北村先生もおっしゃられたように、税金で運営している施設ですので、きっちりしていただかないといけないのかなと思っています。  
併せて最初の質問でお聞きした一般管理費の部分につきましては、後日またご回答いただければと思っています。よろしくをお願いいたします。

本多会長： ありがとうございます。  
結論としては、モニタリング自体については適正だというご意見で間違いないでしょうか。

大森副会長： その通りです。

本多会長： ありがとうございます。  
引き続き、西田先生お願いします。

西田委員： 評価基準ですが、少し内容部分では厳しいかなという部分が見受けられたので、参考としてお伝えします。また、利用者の立場にたって評価していただければと思います。

本多会長： 結論としては、指定管理者の評価については適正という意見として承ってよろしいですか。

西田委員： はい。

本多会長： それでは川上先生、お願いします。

川上委員： 私も先生方と同様に、モニタリング自体は適正に行われていたと思います。いくつか先生方からご指摘された点を参考に、来年度以降も適正にモニタリングを実施していただければと思います。

本多会長： ありがとうございます。わたくしも先生方と同様に、モニタリング自体は適正に実施されていると考えます。  
それでは、評価結果につきましては適正（適切）に実施されているということでご異議ございませんか。

（異論なし）

本多会長： 異議なしと認めます。よって評価結果は適正、適切に実施されていると決しました。  
なお、各先生方から補足的なご意見いただきました点をご留意して、今後対応していただきたいと思っておりますし、一般管理費の問題についてもまた後日、資料を見せていただきたいと思います。  
それでは次に移ります。本評価委員会の評価結果を答申するにあたり、事務局の方で一般的な案はございますか。

事務局： はい。恐れ入りますが、答申書案として作成いたしましたので、画面をご覧くださいませでしょうか。読み上げさせていただきますので、ご確認をお願いいたします。  
令和 年 月 日、枚方市長 伏見 隆。枚方市自転車駐車場指定管理者評価委員会会長。こちらは後ほど会長に自署いただきます。  
枚方市自転車駐車場指定管理者のモニタリングに係る外部評価について（答申）案。

本委員会に対して諮問のあった、枚方市自転車駐車場指定管理者のモニタリングが適正に行われているかの評価（外部評価）について、慎重に審議した結果、次の通り答申します。

「1、モニタリングは適正（適切）に実施されている。」

以上でございます。会長よろしくお願いたします。

本多会長： ありがとうございます。ただいま事務局から答申書案を読み上げていただきましたが、委員の皆さん、いかがでしょうか。

（異議なし）

本多会長： ご異議もないようですので、ただいまの答申書案のとおり答申することに決めます。続きまして「案件（7）その他」について事務局から説明をお願いいたします。

事務局： その他といたしまして、まず評価コメントについてですが、今回、適正に実施されていると評価いただきましたので、評価コメントは必須ではありませんが、もし、どうしても評価コメントとして記載したいという事項がございましたら、評価委員会のご意見として、皆様の同意がいただければ記載することも可能でございます。

もし評価コメントを記載することとなりましたら、委員会でいただいた意見をもとに、事務局が「評価コメント案」を作成します。この案につきましては、会長、副会長、各委員に送付し、皆様のご確認を経て、決定します。その後、評価結果及び評価コメントを、施設所管部署及び指定管理者に通知し、市ホームページに公表します。

評価コメントの説明につきましては以上となります。よろしくお願いたします。

本多会長： 資料の取り扱いにつきましても、ご説明いただけますか。

事務局： お手元の資料の取り扱いについてご説明いたします。事前に皆様にお配りさせていただきました資料一式につきましては、非公開情報が含まれますので、会議録や評価コメントが確定した後にできるだけ事務局の方で回収させていただければと思っております。資料と一緒にお送りした着払い伝票にて、事務局（行革推進課）までご返送いただければ幸いです。

お送りしたデータについても、会議録や評価コメントが確定し不要になった時点で消去していただきますようお願いいたします。

大変お手数をおかけいたしますが、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

本多会長： 評価コメントについては必須ではないということですので、もし今後こうしてほしい、こうしたほうがもっと好ましいというようなことがあれば、それを評価コメントとするか、別途所管部署や指定管理者に伝達するという方法もありますが、いかがでしょうか。大森先生、いかがでしょうか。

大森副会長： ありがとうございます。先ほども申し上げたとおり、所管部署のモニタリングに対してコメントすることはないと思っておりますが、指定管理者に対し、募集要項に沿った管理運営を遵守してほしいという思いはありますが、評価コメントは市のホームページ上に公表するものですので、その影響を考えるとどうかなと思えます。曖昧で申し訳ありませんが、以上です。

本多会長： ありがとうございます。少なくとも所管部署或いは指定管理者に伝達して欲しいということでコメントいただければいいかと思えます。

それでは事務局、よろしくお願いたします。

事務局： 最後に、私から、皆様一言、お礼のごあいさつをさせていただきたいと思えます。このたびは、枚方市自転車駐車場の外部評価につきまして、様々な視点から熱心にご審議をいただき、とりまとめていただきまして、誠にありがとうございました。今後、本日いただきました答申に基づき、今後も市として適正なモニタリングを実施できるよう努めてまいります。会長、副会長をはじめ、委員の皆様方には、大変お忙しいなか、長時間にわたり、本評価委員会の委員としてご尽力をいただきましたことに、改めて厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

本多会長： 委員の皆様には、熱心にご論議いただき、無事、答申させていただくことができました。委員会運営にご協力いただきましたことを、この場をお借りし、お礼申し上げます。それでは、以上をも

ちまして委員会を閉会します。どうもありがとうございました。

以上